

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険 番号	1	3	1	0	8	2	9	7	6	3	0	0	0	0	
法人番号	4			0	1	1	0	0	1	0	9	9	0	6	7

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

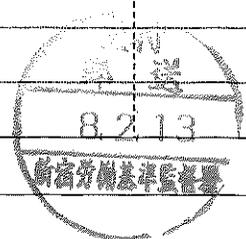
事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
人材派遣事業・有料職業紹介事業・請負事業		スタイルファクトリー株式会社 新宿支店			(〒 160-0022) 東京都新宿区新宿二丁目12番8号 ACN新宿ビル4F (電話番号: 03-5341-4866)				令和8年3月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)		起算日 (年月日)	令和8年3月1日
		1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	
		派遣社員の登録及び就労フォロー	営業	15人	8時間	6時間	45時間	360時間			
		各派遣現場での業務における対応	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	5人	8時間	6時間	45時間	360時間			
	各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	15人	8時間	6時間	45時間	360時間				
各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	1人	8時間	6時間	45時間	360時間					
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
	各派遣現場での業務における対応	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	5人	週休2日		1か月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで			
	各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	15人	週休2日		1か月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											
(チェックボックスに要チェック)											



時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				令和8年3月1日	法定労働時間を超える時間数		
季節的な繁忙による業務の集中	営業	15人	10時間		6回	80時間	25%	720時間	25%	25%	
季節的な繁忙による業務の集中	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	6人	10時間		6回	80時間	25%	720時間	25%	25%	
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	15人	10時間		6回	80時間	25%	720時間	25%	25%	
季節的な警棒による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	1人	10時間		6回	80時間	25%	720時間	25%	25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使における協議による手続。										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											



協定の成立年月日 令和8年2月9日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

班長
宮本 遼光

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

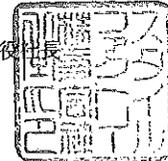
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和8年2月9日

使用者

職名
氏名

スタイルファクトリー株式会社 代表取締役
福永 裕之



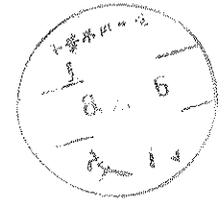
新宿 労働基準監督署長殿

時間外労働 に関する協定届
休日労働

労働保険 番号	1	3	1	0	8	2	9	7	6	3	0	0	0	0				
	総務局	所轄	管轄	支庁番号				支部号				法人番号						
法人番号	4	0	1	1	0	0	1	0	9	9	0	6	7					

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
人材派遣事業・有料職業紹介事業・請負事業		スタイルファクトリー株式会社 千葉支店			(〒 260-0013) 千葉県千葉市中央区中央三丁目5番1 千葉中央トーセイビル6階A号室 (電話番号: 043-301-4051)				令和8年3月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)		
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和8年3月1日		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		派遣社員の登録及び就労フォロー	営業	10人	8時間	6時間	45時間		360時間	
		各派遣現場での業務における対応	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	7人	8時間	6時間	45時間		360時間	
	各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	25人	8時間	6時間	45時間		360時間		
	各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	1人	8時間	6時間	45時間		360時間		
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	各派遣現場での業務における対応		無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	7人	週休2日		1カ月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで	
	各派遣現場での業務における対応		有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	25人	週休2日		1カ月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで	
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>										



時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
季節的な繁忙による業務の集中	営業	10人	10時間		6回	80時間		25%	720時間	25%	
季節的な繁忙による業務の集中	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	7人	10時間		6回	80時間		25%	720時間	25%	
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	25人	10時間		6回	80時間		25%	720時間	25%	
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (車務・コールセンター)	1人	10時間		6回	80時間		25%	720時間	25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使における協議による手続。										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)									
	①、③、⑩	対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											

協定の成立年月日 令和 8 年 2 月 6 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

一般社員
金子脩介

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和 8 年 2 月 6 日

使用者

職名
氏名

スタイルファクトリー株式会社 代表取締役社長
福永 裕之

千葉 労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険 番号	1	3	1	0	8	2	9	7	6	3	0	0	0	0				
	都道府県			所轄			管轄			基幹番号			枝番号			統一協定届番号		
法人番号			4	0	1	1	0	0	1	0	9	9	0	6	7			

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間			
人材派遣事業・有料職業紹介事業・請負事業		スタイルファクトリー株式会社 立川支店			(〒 190-0022) 東京都立川市錦町1-3-3 ビュープラザ立川5F B号室 (電話番号: 042-512-9296)				令和8年3月1日から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 令和8年3月1日 (年月日)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数			
						法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数			
						法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数			
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	各派遣現場での業務における対応		無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	2人	週休2日		1カ月に1日		派遣先始業時間から1日10時間まで			
	各派遣現場での業務における対応		有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	15人	週休2日		1カ月に1日		派遣先始業時間から1日10時間まで			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>												
(チェックボックスに要チェック)												



時間外労働に関する協定届 (特別条項)
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		令和8年3月1日
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
季節的な繁忙による業務の集中	営業	10人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	2人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	15人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	1人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労使における協議による手続。										
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)									
	①、③、⑩	対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											

協定の成立年月日 令和8年2月9日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 一般社員
氏名 後藤 虎太郎

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

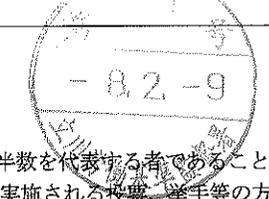
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和8年2月9日

使用者 職名 スタイルファクトリー株式会社 代表取締役社長
氏名 福永 裕之

立川 労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険 番号	1	3	1	0	8	2	9	7	6	3	0	0	0	0	0	0	0
法人番号	4 0 1			1 0 0			1 0 9			9 0 6			7				

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
人材派遣事業・有料職業紹介事業・請負事業		スタイルファクトリー株式会社 つくば支店		(〒 190-0031) 茨城県つくば市吾妻2丁目4番18 ディールつくば 3階 貸室5 (電話番号: 029-846-5410)				令和8年3月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和8年3月1日		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	各派遣現場での業務における対応		無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	5人	週休2日		1ヵ月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで	
	各派遣現場での業務における対応		有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	15人	週休2日		1ヵ月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで	
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>										



時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
季節的な繁忙による業務の集中	営業	12人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	5人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	15人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	1人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使における協議による手続。										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)									
	①、③、⑩	対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											

協定の成立年月日 令和8年2月3日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

一般社員 大吾美雪

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和8年2月3日

土浦 労働基準監督署長殿

使用者
氏名

スタイルファクトリー株式会社 代表取締役社長
福永 裕之



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険 番号	1	3	1	0	8	2	9	7	6	3	0	0	0	0				
	派遣種別			所収			管轄			基幹番号			後番号			統一届出番号		
法人番号		4	0	1	1	0	0	1	0	9	9	0	6	7				

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
人材派遣事業・有料職業紹介事業・請負事業		スタイルファクトリー株式会社 流山支店			(〒 270-0128) 千葉県流山市おおたかの森西1丁目2番3号 アゼリアテラス6階 604区画 (電話番号: 04-7189-7208)				令和8年3月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)		起算日 (年月日)	令和8年3月1日
		派遣社員の登録及び就労フォロー	営業	13人	8時間	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		各派遣現場での業務における対応	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	8人	8時間	6時間		45時間		360時間	
		各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	111人	8時間	6時間		45時間		360時間	
	各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	2人	8時間	6時間		45時間		360時間		
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	各派遣現場での業務における対応		無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	8人	週休2日		1ヵ月に1日		派遣先始業時間から1日10時間まで		
各派遣現場での業務における対応		有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	111人	週休2日		1ヵ月に1日		派遣先始業時間から1日10時間まで			
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>											



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
起算日 (年月日)	令和8年3月1日										
季節的な繁忙による業務の集中	営業	13人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	8人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	111人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	2人	10時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使における協議による手続。										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											

協定の成立年月日 令和8年2月5日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 一般社員
氏名 海老原 由佳

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和8年2月5日

使用者

職名 スタイルファクトリー株式会社 代表取締役社長
氏名 福永 裕之

柏 労働基準監督署長殿

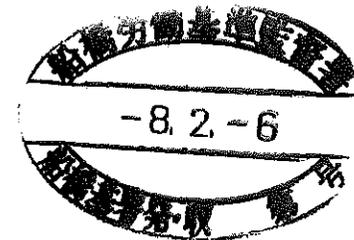


時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険 番号	1	3	1	0	8	2	9	7	6	3	0	0	0	0				
	都道府県			市区		番号					支番号			統一番号				
法人番号			4	0	1	1	0	0	1	0	9	9	0	6	7			

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
人材派遣事業・有料職業紹介事業・請負事業		スタイルファクトリー株式会社 船橋支店			(〒 273-0012) 千葉県船橋市浜町二丁目1番1号 ららぽーと三井ビルディング7階 724号室 (電話番号: 047-402-6145)				令和8年3月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	派遣社員の登録及び就労フォロー	営業	労働者数 (満18歳以上の者)	8人	8時間	6時間	45時間	360時間	1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 令和8年3月1日 (年月日)
		各派遣現場での業務における対応	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	5人	8時間	6時間	45時間	360時間		
		各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	48人	8時間	6時間	45時間	360時間		
		各派遣現場での業務における対応	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	1人	8時間	6時間	45時間	360時間		
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	各派遣現場での業務における対応		無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	5人	週休2日		1ヵ月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで	
	各派遣現場での業務における対応		有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	48人	週休2日		1ヵ月に1日		派遣先始業時間から1日10時まで	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>										
(チェックボックスに要チェック)										



時間外労働
休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
季節的な繁忙による業務の集中	営業	8人	10時間		6回	80時間	25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	無期雇用派遣労働者 (物流・製造)	5人	10時間		6回	80時間	25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (物流・製造)	48人	10時間		6回	80時間	25%	720時間		25%
季節的な繁忙による業務の集中	有期雇用派遣労働者 (事務・コールセンター)	1人	10時間		6回	80時間	25%	720時間		25%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労使における協議による手続。									
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)								
	①、③、⑩	対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催。								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>										

協定の成立年月日 令和 8 年 2 月 6 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

一般社員
小松崎 泰佑

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施されたものであること。 (チェックボックスに要チェック)

令和 8 年 2 月 6 日

使用者

職名
氏名

スタイルファクトリー株式会社 代表取締役社長
福永 裕之

船橋 労働基準監督署長殿

